

## 南三陸町スポーツ施設照明LED化等推進業務仕様書

### 1 趣旨

この仕様書は、南三陸町スポーツ施設LED化等推進業務公募型プロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業者が南三陸町スポーツ施設LED化等推進業務を履行するために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務の名称

南三陸町スポーツ施設LED化等推進業務

### 3 業務の場所

	対象施設の名称	住 所
1	スポーツ交流村	宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田 56 番地
2	平成の森	宮城県本吉郡南三陸町歌津字舟沢 28 番地 1

### 4 業務の内容

対象施設における施設内・敷地内の照明LED化及び施設予約システムの導入  
なお、スポーツ交流村の施設内のうち、文化交流ホールのLED化は本業務の対象外  
とする。

また、LED化に係る対象数量は、別紙1「既存照明器具の種別及び数量」のとおり  
とする。ただし、施設の現況と必ずしも一致するものではないことから、現地調査及び  
設計等の結果により、変更が生じる場合がある。

### 5 事業者が行う業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

#### (1) 対象施設のLED化に伴う現地調査

既存照明器具、使用ランプ等の種類の把握、搬入経路、養生計画など、施工・  
維持管理等に必要な現地調査を行う。

#### (2) 電力契約の照合及び電力会社への申請手続

必要に応じた既存設備に係る電力契約の確認・照合を行い、契約内容の変更等  
が生じる場合には、電力会社への申請手続を行う。

#### (3) 照明設備の設置に係る計画・施工及び施工管理

関係行政機関の指導及び関係法令等を遵守した上で、設置工事の施工及び施工  
管理並びに撤去工事の施工及び施工管理を行う。ただし、既存LED照明は施工  
を実施せず、再利用を基本とする。

#### (4) 設備の維持管理・保証（無償修繕等）

事業者は、施工を実施した設備及び再利用する既存LED照明設備について、

本町からの修繕依頼に基づき、当該設備の調査・修繕を行う。

なお、その際に生じる費用は、実施要領別紙リスク分担表によるものとする。

(5) 施設予約システムの構築、運用及び維持管理

現在の業務の流れを踏まえ、本町の今後の業務を考慮した最適なシステムを構築し、運用支援及びシステム保守を行う。

(6) その他LED化等に伴い必要となる業務

その他本業務に関連して必要となる業務を行う。

## 6 LED化に係る機器仕様

(1) 共通事項

ア LED灯具及びランプの選定にあたっては、ISO9001（品質）及びISO14001（環境）を取得している国内メーカーの製品とし、全て未使用品であること。

イ 国又は地方公共団体におけるLED照明機器の納入実績がある国内メーカーの製品であること。

ウ 照明器具の製造・販売の実績が15年以上ある国内メーカーの製品であること。

エ LED照明器具の製造・販売の実績が15年以上ある国内メーカーの製品であること。

オ 使用するLED灯具、ランプ等については、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）のほか、日本産業規格（JIS）、一般社団法人日本照明工業会規格（JIL）等に適合又は参考としていること。

(2) スポーツ交流村総合体育館アリーナ天井照明

ア スポーツ施設照明におけるJIS照明基準に基づき、バレーボールを対象とする運動競技の区分Ⅱを満たすこととし、根拠となる照度分布図等を提案書において示すこと。

イ 定格寿命は、60,000時間以上とし、寿命までの光束維持率は80%以上の製品であること。

ウ 演色性は、平均演色評価数Raが70以上であること。

エ 固有エネルギー消費効率は、1701m/W以上であること。

オ 無線制御による調光が可能であること。

カ 施設予約システムと連動して調光の運用が可能であること。

キ 落下防止ワイヤーを取り付けること。

ク 照明器具の前面にガードを取り付けること。

(3) 平成の森野球場ナイター照明

ア スポーツ施設照明におけるJIS照明基準に基づき、硬式野球を対象とする運動競技の区分Ⅱを満たすことを目標とし、根拠となる照度分布図等を提案書において示すこと。この場合において、既存コンクリート柱を再利用するもの

であり、柱の高さに制約があるため、眩しさ（グレア）の増大による競技への影響を考慮し、プレーヤーの視認性、競技の安全性等を確保することを優先した、実現可能で合理的な照明計画とすること。

- イ 定格寿命は、40,000時間以上とし、寿命までの光束維持率は80%以上の製品であること。
- ウ 演色性は、平均演色評価数Raが70以上であること。
- エ 固有エネルギー消費効率は1001m/W以上であること。
- オ 投光器は、塵埃が侵入しにくく、JIS C 0920電気機械器具の外郭による保護等級IPコードに規定するIP65と同等以上のものであること。
- カ 重耐塩仕様であること。
- キ 無線制御による調光が可能であること。
- ク 施設予約システムと連動して調光の運用が可能であること。
- ケ 落下防止ワイヤーを取り付けること。
- コ 柱の高さに制約があるため、照明器具の前面はポリカーボネート製又は照明器具の前面にガード（強化ガラス）を取り付けること。

(4) 対象施設の屋内照明

- ア 原則として、器具ごとの交換を行う。ただし、交換に適した器具が存在しない場合は、本町との協議の上で、ランプ交換によるLED更新を可とする。
- イ 既存照明と同等程度の照度を確保することを原則とすること。
- ウ 定格寿命は、40,000時間以上とし、寿命までの光束維持率は70%以上の製品であること。

(5) 対象施設の屋外照明

- ア 原則として、器具ごとの交換を行う。ただし、交換に適した器具が存在しない場合は、本町との協議の上で、ランプ交換によるLED更新を可とする。
- イ 既存照明と同等程度の照度を確保することを原則とすること。
- ウ 使用するLED器具の定格寿命は60,000時間以上（光束維持率70%以上）とし、使用するLEDランプの定格寿命は40,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品であること。
- エ 重耐塩仕様であること。
- オ 使用するLED器具は、無線制御による調光若しくは明るさセンサー又はタイマーによる点灯／消灯の運用が可能であること。

(6) 平成の森多目的運動場照明の新設

多目的運動場においては、現に照明設備がない状況にあるため、夜間における軽運動（サッカーのパス練習、簡易なトレーニング、ウォーキング等）の利用者の安全性・利便性の向上に加え、災害時の一時滞在拠点として有効活用を図るべく、東側法面部分等への照明設備の新設について、次の要件を踏まえ、提案すること。

- ア 照明の照度については、各競技に対応するJIS照明基準を満たすものでは

なく、軽運動が安全かつ支障なく行える、実用的な範囲の明るさを確保することとし、別紙2「照度等イメージ図」を参考に、根拠となる照度分布図等を提案書において示すこと。

- イ 重耐塩仕様であること。
- ウ 使用するLED器具は、無線制御による調光又は時間設定（タイマー）による点灯／消灯の運用が可能であること。

## 7 LED化に係る工事仕様

### (1) 関係法令等

本業務は、関係する法令（地方公共団体の条例、規則等を含む。）、関係行政機関が示す標準仕様書、技術基準、指針等を遵守し、必要に応じて届出、申請、許可等を適切に行つた上で実施すること。

### (2) 施工

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、資格を有する者を適切に配置すること。
- イ 施工は、電気工事士の資格を有する者が行うこと。
- ウ 照明設備等の設置前に、現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。  
なお、調査等において、実施要領等との相違があった場合には、速やかに本町に報告し、協議すること。
- エ キュービクル及び分電盤内におけるブレーカー操作、結線等の作業が必要な場合は、あらかじめ本町と協議・調整を行うこと。
- オ 照明設備等の設置作業において発生する軽微な補修等については、本業務の範囲内として実施すること。この場合において、局所的に劣化している配線等は本町に報告の上、原則として事業者が補修することとし、劣化が配線等の全体に及ぶ場合は本町との協議により、その対応を決定する。
- カ 施工する場所において、他の事業者による別工事、点検等がある場合は、当該事業者との調整に協力すること。
- キ 構内に作業用車両を駐車するときは、あらかじめ本町に申し出、承諾を得た後に、本町が指定した場所に駐車すること。
- ク LED照明器具及び部材等の資材置き場が必要な場合は、あらかじめ本町と協議すること。
- ケ 部材等の搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、本町の承諾を得ること。
- コ 天井や壁等に大幅な加工が必要となることにより、アスベスト調査及びその除去に要する費用等が発生するときは、本町に報告の上、原則として本町の負担とする。この場合において、事業者は、あらかじめ必要箇所を確認し、その詳細を本町に通知すること。

(3) 既存照明器具等の撤去、運搬及び処分

- ア 撤去した既存照明器具、平成の森野球場ナイター照明に設置の電撃殺虫機その他の附属品等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正に運搬及び処分すること。
- イ 既存照明器具の処分にあたっては、安定器のP C B含有の有無を確認し、含有していない場合は適切に運搬及び処分すること。
- ウ P C Bが使用されている照明器具を発見したときは、本町に報告の上、その指示に従うものとする。この場合において、P C Bの処理に係る費用は、原則として本町の負担とする。

(4) 施工後の成果物

施工後は「照明器具管理台帳」を作成し提出すること。その他L E D化に係る成果物については、本町と協議の上、提出すること。

(5) 安全管理

- ア 事業者は、本業務の履行にあたっては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、安全かつ適切な作業を実施すること。
- イ 作業を行うときは、作業員及び第三者への安全対策を徹底すること。
- ウ 作業中は、作業場所の整理整頓に努めるとともに、業務完了後は速やかに機材等を搬出し、作業場所の清掃を行うこと。
- エ 作業に従事する者は、当該作業に適した服装及び防護具を着用し、名札等により事業者名を明確にすること。
- オ 作業箇所における事故及びトラブル防止のため、関係者以外の立入禁止措置を行うこと。加えて、必要に応じて作業箇所のみに限らず、その通路、資材置き場等の各部養生を行うこと。
- カ 停電など作業する上で必要な機能を停止する場合には、あらかじめ本町との日程等を調整し、事故、トラブル等を防止すること。
- キ 作業期間中の火災、事故その他の不測の事態に対応するため、必要な保険に加入すること。
- ク レッカ一車両又はユニック車両の設置若しくは作業の実施にあたっては、必ず誘導員を配置し、施設利用者等の通行帯の確保及び安全の確保に万全を期すこと。

(6) 事故処理

事業者は、本業務の履行にあたって、自己の責に帰すべき事由により本町又は第三者に損害を与えた場合、本町に直ちに報告し、自己の責任と負担において当該損害を原状に回復すること。

(7) その他

- ア 別紙1「既存照明器具の種別及び数量」並びに図面の記載内容と、現況とに相違がある場合は、原則として現況を優先するものとし、本町と協議の上、適切に対応すること。

- イ 事務手続に要する費用を含め、本業務の実施に伴い要する費用、機器、消耗品、取替部品、安全器具等は、全て事業者の負担とする。
- ウ 本業務の実施に必要な電力及び用水は、対象施設の運営に支障を及ぼさない範囲内で本町が支給する。ただし、これ以外のものについては、自家発電機等を準備する等し、事業者の責任において対応すること。
- エ 事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び契約期間満了後においても、また同様とする。
- オ 事業者は、本町の求めに応じて、本業務の進捗状況、対応状況等の内容を逐次説明すること。
- カ 事業者は、施設の運営に支障を及ぼさないよう、あらかじめ本町と調整の上で本業務を遂行すること。また、施工中の騒音、振動等については、細心の注意を払うこと。
- キ 事業者は、本業務に必要な養生を、必要に応じて自ら実施すること。また、建物、エレベーター、壁面、手すり、ワックス塗装、木面等に傷等を生じさせないよう、あらかじめ本町と調整の上で養生作業を行うこと。
- ク 入退室及び借用品（鍵、現場据付治具、関係図面等）の取扱いについては、あらかじめ本町と打合せの上、対応すること。
- ケ 事業者は、本業務中に事故が発生した場合は、その理由を問わず、直ちに当該状況、処理対策等を本町に報告し、応急措置を講じた上で、書面により詳細な報告及び今後の対策案を提出すること。
- コ 設置場所における移動可能な什器等の移動及び原状回復については、事業者が責任をもって実施すること。
- サ 施工にあたって、疑義が生じた場合は、本町と協議の上で対応すること。

## 8 LED化に係る地元業者の活用

事業者は、対象設備の施工及び維持管理業務において、南三陸町内に事業所を置く事業者を積極的に活用する等し、地域への経済波及効果にも資するよう心掛けること。

## 9 施設予約システムに係る基本的事項

施設予約システム（以下「システム」という。）は、LED化の一括更新に連携させることによりデジタル技術を活用した住民サービスの向上が図られるものであることから、クラウド方式による安定した稼働を最優先事項とし、個人情報を含む情報資産の保護に十分配慮したセキュリティ対策が講じられていること。

また、この仕様書に記載された事項を参考として提案することであること。

- (1) インターネットに接続されている端末から一般的なブラウザを利用することにより運用できるシステムであること。
- (2) 信頼性の観点から令和7年9月時点において、地方公共団体及びその指定管理を受けている団体における導入実績及び現在稼働中の実績が複数あるシステムで

あること。

- (3) システムのメンテナンス等の時間を除き、原則として24時間365日の運用が可能なシステムであること。
- (4) 打合せから開発、納品、稼働後の保守に至るまで、事業者において一貫して対応可能であること。
- (5) 職員等と業務に精通したシステムエンジニアとの間で十分な協議を行い、本町の要望を十分に考慮した全国標準的なパッケージシステムの導入を基本とする。
- (6) 職員数（管理者数）の増加、データ量の増加、施設の増加等に対応できるシステムであること。
- (7) 他ユーザーとの比較による運用ルール改善などの支援を行うこと。
- (8) クライアント端末は、本町既存の業務用端末及び各施設の業務用端末（いずれもインターネット接続端末）にて運用可能であること。  
なお、クライアント端末の増設、移設、更新、入替等が発生した場合でも設定作業等を委託する必要がなく、追加費用が生じないこと。
- (9) システムは、日本国内にあるデータセンターによるクラウド方式での提供が可能であること。
- (10) 事務手続に要する費用を含め、本業務の実施に伴い要する費用、機器、消耗品等は、全て事業者の負担とする。
- (11) システムの導入にあたって、疑義が生じた場合は、本町と協議の上で対応すること。

## 10 施設予約システムに係るシステム要件

- (1) システム構成における利用環境
  - ア 管理者の利用環境
    - (ア) 可能な限り、本町及び施設管理者が既に導入しているクライアント端末及びプリンタが利用できること。
    - (イ) クライアント端末の利用環境について、OSはWindows10及びWindows11、ブラウザはMicrosoft Edge、Google Chrome、Safari、Firefox（仮想ブラウザ環境下を含む。）に対応できること。
  - イ 利用者側の利用環境
    - (ア) スマートフォンのOSはiOS及びAndroid、ブラウザはSafari及びGoogle Chromeに対応すること。
    - (イ) PCのOSはWindows及びMacOS、ブラウザはSafari、Google Chrome、Microsoft Edgeに対応すること。
- (2) システム構成におけるシステム機能
  - ア 画面構成、操作性、履歴管理等の仕組みを備えており、常に安定した動作を保証するシステムであること。各画面への展開及び検索時の応答時間は、稼働5年後においても円滑であること。

イ システムに求める要求仕様は、「15 施設予約システム機能要件」のとおりとする。実現できない仕様がある場合は、対応予定や代替案を示すこと。

ウ セキュリティ機能

- (ア) 施設管理者IDを活用して業務機能のアクセス制限をコントロールでき、操作権限を持たない管理者は、施設を画面に表示させないよう設定できること。
- (イ) 施設の閲覧のみ可能な権限、閲覧及び予約の編集まで可能な権限、閲覧・予約編集・施設編集まで可能な全権限といった段階に応じた権限設定が可能であること。
- (ウ) アクセス制限の管理は、権限管理機能の権限を有する職員が容易に管理できること。

エ 他システム連携

今後のデジタル化の推進を見据えたLINE等のSNS連動に加え、照明制御システムとの連携機能に対応したシステムであること。利用者がシステムで施設予約を行う際に、照明の利用時間を登録することにより、その時間帯に応じて照明の調光が自動で行える仕組みを構築すること。

オ 原則として、最新バージョンとすること。バージョンが異なる場合は、その理由を明示することとし、納入後、バージョンに依存した問題が発生した場合は、その対応と報告を行うこと。

(3) バックアップ

ア 障害等の発生時において、速やかに復旧できるようにリカバリーポイントを日次取得すること。

イ 日次で最大31世代のバックアップを実施すること。直近のバックアップより最大31世代前（例：4月20日⇒3月21日）までを保持すること。

ウ 日時の差分のみではなく、最低でも週次で環境のバックアップを取得すること。

(4) 不正アクセス防止

ア TLS暗号化通信

施設利用者側画面については、インターネットからの利用者登録画面、ログイン画面において、TLS暗号化通信を行い、システム上の機密情報（ID、パスワード等）を含めて暗号化した運用を行うこと。

イ 職員向け端末（管理者側）におけるセキュリティ対策

管理者機能を使用するときは、ID及びパスワードで個人認証による運用を行うとともに、万一これらが漏えいした場合でも、登録済みのIPアドレス以外からは「管理者機能」を利用できないよう制御された構成とすること。

## 1.1 施設予約システムに係るデータセンターの要件

(1) システムを運用するデータセンターは、特定非営利活動法人日本データセンタ

一協会（J D C C）の「データセンターファシリティスタンダード」におけるティア2又はティア3相当の基準を満たし、自然災害にも十分耐え得る場所に立地していること。

- (2) 耐震又は免震構造であり、震度7以上の地震に耐え得ること。
- (3) 不正な侵入を防止するため、生体認証による適正な入退室管理を行うこと。
- (4) 停電等による電力供給の停止に備え、機器が安全に停止するまでの間、十分な電力を供給できる予備電源を備えていること。
- (5) 重大障害（サーバー機能停止等）時にもシステムが停止しないよう、代替機の常備などにより十分な冗長性を確保すること。
- (6) 事業者又はシステム開発業者がデータセンターの運用を行っていること。
- (7) 当該データセンターを用いたシステムのクラウドサービス稼働実績を有していること。
- (8) 前各号に掲げる要件を満たさない事項がある場合は、必ず提案書に明記すること。また、雷対策、水害対策、監視体制等を含む、その他のデータセンターに関する仕様の詳細についても併せて提案すること。

## 1.2 施設予約システムに係る構築保守要件

- (1) 構築作業における実施体制
  - ア 本業務に従事する主要要員は、十分な経験及び技能を有し、同種業務における導入実績があること。
  - イ 本業務の実施にあたっては、業務の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等の基本事項をまとめたプロジェクト計画書を作成し、本町に説すること。
- (2) 構築作業におけるシステム設計、開発及び検証
  - ア 現在の業務の流れを踏まえ、本町の今後の業務を考慮したシステムを構築すること。また、この仕様書の内容に基づき、本町に最適なシステムの設計、開発及び検証を行うこと。
  - イ 打合せは、原則として本町において実施するものとし、内容に応じてリモートでの開催も可能とする。なお、対面で実施する場合の会場は本町において用意し、日程については本町担当者と協議の上で調整すること。打合せに用いる資料等は、原則として事業者が作成すること。
  - ウ 開発作業は、事業者において実施すること。本町において作業を実施する場合は、あらかじめ作業スケジュール、他の業務への影響等を本町と協議の上で実施すること。
  - エ 本稼働に向けた検証は、テスト項目表を作成の上で実施し、職員によるテストも可能となるよう必要な環境を整備し、十分な検証を行った上で本稼働を開始すること。なお、検証期間は、本稼働に支障のないよう、余裕をもったスケジュールで実施すること。

オ 問題の解決、情報の共有及び進捗状況の把握を目的としたプロジェクト会議を、必要に応じて随時実施すること。

(3) データ移行

ア 本町が用意する利用者データ及び予約データの移行を行うこと。なお、移行仕様は本町と事業者との協議により決定すること。

イ 将来的にシステムの入替え等により移行する場合には、予約データ、利用者データ、備品データ等をCSV又はExcel形式で無償提供すること。なお、当該システムにデータ出力機能がある場合は、本町が抽出を行うものとし、併せて出力項目の説明資料を提示すること。

(4) 操作研修

ア システム機能及び操作方法の説明は、1回あたり2時間程度の集合研修を想定し、計3回実施すること。なお、研修で使用する資料は事業者が用意し、会場、研修用端末、電源及びネットワーク環境は本町が用意すること。

イ 稼働直後の安定的な運用を確保するため、電話等による操作方法に関する問合せに対応すること。

(5) 成果物の提出

ア プロジェクト関係書類一式

(ア) システム動作確認書

(イ) 施設マスターデータ登録内容一覧

(ウ) 職員情報登録内容一覧

(エ) 打合せ議事録

イ マニュアル等

操作説明書テキスト又はデータファイル (Word又はPDF形式)

### 1.3 施設予約システムに係る保守及び運用支援

(1) 保守実施体制

ア 保守実施体制は、書面により明確に示すこと。併せて、電話、電子メール等による問合せ対応のための窓口を、あらかじめ設定すること。

イ 操作方法等に関する各種問合せに対応可能な要員を配置すること。また、保守対応の窓口は一つの連絡先に集約すること。

ウ 本町からの電話による問合せの受付は、開庁日の午前9時から午後5時までを基本とし、電子メールによる問合せについては、24時間365日対応可能とすること。

(2) システム等保守

ア 利用期間中は、業務が支障なく遂行されるよう、適切かつ最善のシステム保守を実施すること。

イ メンテナンスのため一時的にシステムを停止する場合は、あらかじめ本町担当者に連絡し、施設利用者に対してはシステムのトップページにおいて停止内

容及び期間を予告・周知すること。また、メンテナンス中も可能な限りその旨を周知するものとすること。

- ウ システムに重大なバグ又は脆弱性が発見された場合は、速やかに本町に連絡し、対応方法について協議・調整を行うこと。
- エ 本町が今後計画する事業に関し、本業務に関連すると見込まれる事項についての問合せに対し、技術的支援を行うこと。
- オ 本町の施設予約受付業務の運用見直しについて、システムを基盤とした運用の実現に向けて最大限の協力をを行うこと。
- カ 将来的な組織改編等に伴う施設の変更又は名称の変更が想定されるため、施設情報については随時編集・削除・表示順の変更が可能であること。なお、管理者による作業の場合は、本業務の範囲内で作業支援を行うこと。

### (3) 障害発生時

- ア 障害発生時は、本町と共同で切り分け作業を行い、円滑かつ迅速な復旧に努めること。
- イ 障害発生時は、速やかに本町に障害状況を報告すること。
- ウ システムの停止時は、連絡を受けてから1時間以内（休日の場合は4時間以内）にサーバ設置場所に到着できる体制を確保すること。
- エ 復旧作業は、開始後、可能な限り速やかに完了させること。
- オ 復旧作業完了後は、本町に完了報告を行うこと。

## 1.4 施設予約システムに係る個人情報等保護

本業務における個人情報等の取扱いについては、その保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害しないよう必要な措置を講じること。

また、事業者は本業務の遂行上知り得た個人情報等を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守の上、責任をもって厳重に管理し、他の目的に転用しないこと。契約の解除及び契約期間満了後においても、また同様とする。

## 1.5 施設予約システム機能要件

### (1) 基本機能

	基本機能 機能詳細
1	システムの稼働時間は、24時間365日とし、稼働率を99.8%以上とすること。
2	利用者機能及び管理者機能のいずれもWebブラウザを使って操作できること。また、ブラウザは、Chrome、Safari、Edgeで使用可能なこと。

基本機能 機能詳細	
3	導入実績及び現在稼働中の実績が複数あるパッケージシステムであること。
4	独自の機能改善が必要になった場合、有償での機能カスタマイズができること。
5	導入後、施設マスターの変更が必要になった場合、職員側の操作で対応できること。
6	サーバOSは、複数の団体の実績を有するOSを利用すること。
7	データベースを管理するソフトウェアは、複数のユーザーにて利用の実績を有すること。
8	ウィルス対策を実施すること。
9	SSL/TLS (Webサーバとブラウザ間を安全に通信するための暗号化通信) を導入すること。
10	インターネットに接続できる環境から利用できること。また、管理者用サイトは、パスワードとIP制限により外部からのアクセスを禁止できること。
11	個人情報の閲覧を職員ごとに制限できること。また、管轄外施設の利用者情報を安易に閲覧できない仕組みがあること。
12	SQLインジェクション (SQL Injection : アプリケーションが想定しないSQL文を実行させることにより、データベースを不正に操作する攻撃方法)への対策を行うこと。
13	クロスサイトスクリプティング (Cross Site Scripting : Webアプリケーションのセキュリティ上の不備を意図的に利用し、サイト間を横断して悪意のあるスクリプトを混入させる攻撃方法)への対策を行うこと。
14	一定時間無操作で自動的にトップページに遷移又はログアウトすること。
15	ログインの連続失敗によるロック機能を有すること。
16	一般的な性能のネットワーク (インターネット回線 : FTTH) で、主要なページを3秒以内に表示できること。
17	5年間分のデータ (年間予約1万件を想定) を蓄積した場合でも、リソース不足による障害やレスポンスの低下を引き起こさないこと。
18	ブラウザの戻るボタンを押してもエラー表示やログアウトされず、前のページに戻ること。
19	データ登録時の入力エラーは、不正な値が入力された項目をエラーメッセージで具体的に表示すること。

基本機能 機能詳細	
20	利用者情報や予約情報の登録時には、確定前に確認ページを表示すること。
21	PC、スマートフォン、タブレットでの表示に対応していること。
22	PC、スマートフォン、タブレットの URL は共通化し、閲覧する端末やブラウザのサイズに合わせて、表示するページのレイアウトがレスポンシブに変動すること。
23	原則として、Flash やフレームを使用しないこと。フレームを用いる場合は、その役割と、フレームに直接アクセスを行った場合の安全な対処法を示すこと。

(2) 利用者機能

利用者機能 機能詳細	
1	ユーザーID とパスワードでユーザー認証を行うこと。また、パスワード入力時は「*」で表示すること。また、ユーザーID の代わりにメールアドレスでもログインできること。
2	不正ログインに対処するため、ログイン連続失敗による接続元の IP を対象としたロック機能があること。
3	利用者情報を未登録又は未ログイン状態でも、「空き状況」ページが閲覧できること。
4	利用規約ページを設置すること。
5	利用可能な施設一覧の表示と検索ができること。また、検索条件として「種目」や「地域」を指定できること。
6	各施設の画像、住所、電話番号、定休日などの基本的な情報を表示した、基本的な施設紹介ページを表示できること。又は施設のホームページにリンクできること。
7	使用料金表、設備・備品料金表を表示できること。表示される情報は施設・設備・料金情報から自動で生成し、施設編集機能により自動的に変化すること。又は、施設のホームページにリンクできること。
8	一般利用者が、システム利用者として登録できること。また、当機能は公開有無を設定できること。
9	ユーザーID、パスワード、利用者名、利用者名かな、代表者名、代表者名かな、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、利用目的の情報を登録できること。ユーザーID とパスワードは、セキュリティを考慮した文字数及び文字種別で制限されていること。

利用者機能 機能詳細	
1 0	利用者情報は、団体と個人を判別できること。また、団体の場合は、「代表者名」「代表者名かな」「連絡者名」「連絡者名かな」を登録できること。
1 1	利用者登録が完了した際、利用者に確認メールを送信できること。また、メール送信の有無・補足メッセージを管理者側で設定できること。
1 2	ログインしている状態であれば、利用者情報を変更できること。また、当機能は公開有無を設定できること。
1 3	パスワードのみの変更を許可できること。
1 4	空き状況は1日表示、月間表示の切り替えができること。
1 5	空き状況は、施設と時間帯ごとの表とし、「仮予約／正式予約／入金済み」を色分け表示できること。また、表示色は管理者が変更できること。
1 6	空き状況表の表示時間帯は、施設毎に30分単位～1日単位で設定できること。
1 7	休日は予約不可とし、一般利用者に公開する休日理由（休館日、年末年始休暇など）を表示できること。
1 8	全施設（施設内の各部屋等予約対象となるもの全て）を対象として空きスケジュールの検索が可能であること。
1 9	検索時に施設の指定あり、指定なしを選択できること。 指定なしの場合は全施設を対象として検索が行えること。
2 0	期間及び時間の選択ができること。利用者の希望する期間で検索が可能であること。
2 1	利用目的のみでも検索が可能であること（利用目的を指定しなくても検索できること）。 例：野球、卓球、会議、研修、料理、和室 等自由に設定可能であること
2 2	登録済みの利用者は、予約登録ができること。 登録項目は、施設名、利用日、利用時間（開始～終了）、利用人数、利用目的などが1画面内（登録画面内）で入力できることとし、別画面やポップアップアップしないこと
2 3	施設名、利用時間は、リストから選択できることとし、利用日はカレンダーで選択できること。
2 4	利用時間は、施設毎に選択できる時間（最小30分単位～最大1日単位）を設定できること。

利用者機能 機能詳細	
25	分割貸出に対応できること。
26	施設内の設備・備品を予約・料金加算できること。また、予め設定した上限数を超えて予約できないこと。
27	施設毎に異なる特殊な選択項目を追加できること。 例：入場料徴収有無、アマチュアスポーツ有無、練習／試合の判別など
28	予約情報入力後に、施設利用料金、設備・備品利用料金、減免などの明細と、合計利用料金を自動計算し、表示すること。
29	各施設の利用料金は、利用日、利用者区分、その他特殊な項目（営利目的や入場料徴収による増額／準備・片付けによる減額など）によつても、自動計算できること。
30	予約完了時に、利用者に確認メールを送信できること。また、メール送信の有無・補足メッセージを管理者側で設定できること。
31	登録した予約の利用許可書を印刷できること。
32	利用者自身の予約リストを表示・検索でき、各予約の詳細情報を表示できること。
33	利用履歴及び入金状況・利用料金が閲覧できること。
34	仮予約（承認前）の状態かつ、取消可能期間であれば、予約の修正や取消ができること。
35	照明制御システムとの連携機能に対応したシステムであること。利用者はシステムで施設予約を行う際に、照明の利用時間を登録することで、その時間帯に応じて照明の点灯・消灯が自動で行える仕組みを構築すること。

(3) 管理者機能

管理者機能 機能詳細	
1	管理者用のID、パスワードでユーザー認証を行うこと。それぞれ、セキュリティを考慮した文字数と文字種別とすること。また、パスワード入力時は「*」で表示すること。
2	利用者リストを表示し、検索ができること。検索条件として、「利用者名」「住所」「電話番号」「利用者区分」「承認有無」などを指定できること。
3	利用者の新規登録、編集、削除ができること。登録ページは、利用者用サイトと同等の機能を有すること。管理者のみメモ欄を編集・表示できること。

管理者機能 機能詳細	
4	利用者を承認することで、仮登録から本登録（インターネット予約可能）に変更できること。また、承認処理を省略することもできること。
5	空き状況は1日表示、月間表示の切り替えができること。利用者側の空き状況表示ページと同じ機能を有すること。
6	空き状況表上の予約箇所に、利用者名の一部又は全部を表示できること。
7	空き状況表内の予約箇所をクリックすることにより、予約の詳細を表示できること。
8	予約リストを表示し、検索ができること。検索条件として、「利用日」「利用者名」「施設」「仮予約・本予約」「入金済み」を指定できること。
9	施設管理者が代行して予約の新規登録、編集、削除ができること。また、利用者用サイトの予約新規登録と同じ機能を有すること。管理者のみメモ欄を編集・表示できること。
10	管理者が予約する場合は、予約受付期間外の予約登録もでき、減免率も自由に設定できること。
11	自治体主催行事、大規模な大会、清掃、工事などを、一般予約受付前に施設管理者が登録できること。
12	期間、週、曜日、時間を指定して、一括新規予約登録ができること。 例：202X年1月10日～202X年3月31日、第3木曜日、10時～11時 等
13	予約の承認処理により、仮予約から本予約に変更できること。
14	予約の取消処理により、予約を無効にできること。また、復元もできること。
15	使用許可申請書、使用許可書を印刷できること。また複数の予約を1ページにまとめて印刷できること。
16	設定によっては、請求書、納付書、領収書を印刷できること。また複数の予約を1ページにまとめて印刷できること。
17	各帳票は、施設ごとに異なる様式にカスタマイズできること。
18	手動での消し込み処理により、入金有無を確認できること。また未入金の情報を抽出できること。
19	施設、施設グループ、期間を条件として、集計表を出力できること。
20	施設の編集権限をもった管理者のみ編集できること。

管理者機能 機能詳細	
	※システム管理者権限でも自由に変更ができることとし、必要に合わせて作業支援を行えること。
2 1	施設／室場の2重構造として管理でき、施設毎、室場毎に予約可否設定、備品登録（登録、変更等）設定が可能であること。
2 2	施設数ライセンスの範囲内で施設の追加・編集・削除・表示順変更ができる。施設ごとに「施設名」「管理団体」「住所」「電話番号」「利用可能時間」「定休日」「一般公開有無」などの基本情報を設定できること。
2 3	室場の追加・編集・削除・表示順変更ができる。室場ごとに「室場名」「利用可能時間」「利用単位」「一般公開有無」などの基本情報を設定できること。
2 4	室場及び分割面ごとの利用料金の追加・編集・削除ができる。
2 5	1時間料金又は任意の時間帯料金（朝、昼、夜など）を設定できること。
2 6	「町外料金」「入場料徴収の料金」「アマチュアスポーツ／アマチュアスポーツ以外」などによる料金の補正が自動でできること。
2 7	料金改正に対応するため、設定した料金の適用期間を指定できること。
2 8	室場ごとに備品、器具、設備、冷暖房、照明の追加・編集・削除・表示順変更ができる。
2 9	室場ごとに特殊な項目（入場料徴収やアマチュアスポーツ有無）を追加・編集・削除・表示順変更ができる。
3 0	特殊項目の選択により、利用料金の変動が可能のこと。変動方法は、固定料金又は基本料金に対する割合料金で指定できること。 (例：営利目的を適用する場合、基本利用料金の2倍の利用料金とする)
3 1	施設ごとに休日の設定ができる。休日は、曜日の指定、祝日の指定、年末年始の指定、特定期間の指定、いずれのパターンでも可能のこと。
3 2	利用者トップページと管理者トップページに表示するお知らせを登録できること。また、表示期間の設定ができ、新着情報は「NEW」等の分かりやすい表示がつくこと。
3 3	システム管理者が、施設管理者情報を閲覧・検索できること。

	管理者機能 機能詳細
3 4	施設管理者の新規登録、編集、削除ができること。施設管理者ごとに「ユーザーID」「パスワード」「管理者名」、施設ごとの「権限レベル」など、基本情報を登録できること。
3 5	利用者登録、予約登録、入金情報など重要機能は、ログを収集・閲覧できること。

別紙 1

「既存照明器具の種別及び数量」

1 スポーツ交流村

器具種類	ランプ種類	参考W数	器具数量
φ 175ダウンライト	FPL27x1	27	151
ブラケット	IL60x1	60	11
スポットライト	JD85x1	85	14
トラフ	FL40x1	40	59
埋込階段通路誘導灯	FPL36x2	72	3
埋込	FL20x2	40	2
φ 150ダウンライト	IL60x1	60	2
埋込	FL40x2	80	3
笠付トラフ	FL40x2	80	35
逆富士	FL40x2	80	8
高天井照明	MF1000x1	1000	40
高天井照明	NH660x1	660	20
埋込スクエア	FPL36x3	108	44
□600埋込スクエア	FPL55x4	220	10
高天井照明	MF250x1	250	3
φ 150ダウンライト	IL100x1	100	3
ブラケット	FDL18x1	18	13
ブラケット	FL20x1	20	7
階段通路誘導灯	FL20x1	20	6
庭園灯	IL100x1	100	3
外灯（舵デザイン灯）	HF200x1	400	6
道路灯	HF400x1	400	5
庭園灯	FPL6x1	6	10
トラフ非常灯兼用	FL40x2	80	1
		器具数量計	459

2 平成の森

器具種類	ランプ種類	参考W数	器具数量
□450埋込スクエア	FPL36x3	108	26
φ 150ダウンライト	FDL18x1	18	119
手元灯	FL20x1	20	3
逆富士40形2灯	FL40x2	80	33
笠付トラフ40形2灯	FL40x2	80	12

逆富士20形2灯	FL20x2	40	1
ブラケット20形1灯	FL20x1	20	9
逆富士20形1灯	FL20x1	20	5
□150ダウンライト	FDL18x1	18	7
埋込20形2灯W300	FL20x2	40	13
和シーリング	(FCL30+40) x2	140	1
逆富士40形1灯	FL40x1	40	16
乳白ブラケット20形1灯	FL20x1	20	10
階段通路誘導灯	FL20x2	40	1
埋込40形2灯	FL40x2	80	7
埋込40形2灯W300	FL40x2	80	23
ブラケット	IL40 (E17) x1	40	14
ブラケット	IL40x1	40	4
ブラケット	IL60 (E26) x1	60	4
ブラケット φ 300	IL100 (E26) x1	100	16
外灯 (丸グローブ)	IL100 (E26) x1	100	34
トラフ20形1灯防水	FL20x1	20	10
トラフ40形1灯防水	FL40x1	40	4
笠付トラフ40形2灯防水	FL40x2	80	3
投光器	M1000Bx1	1000	72
逆富士40形2灯防水	FL40x2	80	8
ブラケット	IL40 (E17) x1	40	9
ブラケット	ビーム球100Wx1	100	16
手元灯10形1灯	FL10x1	10	1
手元灯15形1灯	FL15x1	15	1
手元灯20形1灯	FL20x1	20	1
ペンダント	(FCL30+40) x1	70	1
防犯灯	FL20x1	20	2
外灯 (グラウンド外周)	水銀灯100W (E26) x1	100	4
外灯 (4本アーム形)	HF250x1	250	5
ブラケット	FML36x1	36	4
道路灯 (本体茶色)	HF250x1	250	8
		器具数量計	507

別紙2

照度等イメージ図

〔平成の森多目的運動場〕



○ 実用的な範囲の明るさのイメージ

東側・赤囲み部分（35m×45m程度）の範囲を、平均照度20ルクス以上の明るさを確保したい。